

——児童虐待について考える——

第二回 児童虐待対策委員会意見交換会

新村 桜利斗ちゃん

虐待殺人事件について

2021年12月5日



児童虐待対策委員会

Child abuse Countermeasures Committee [CCC]

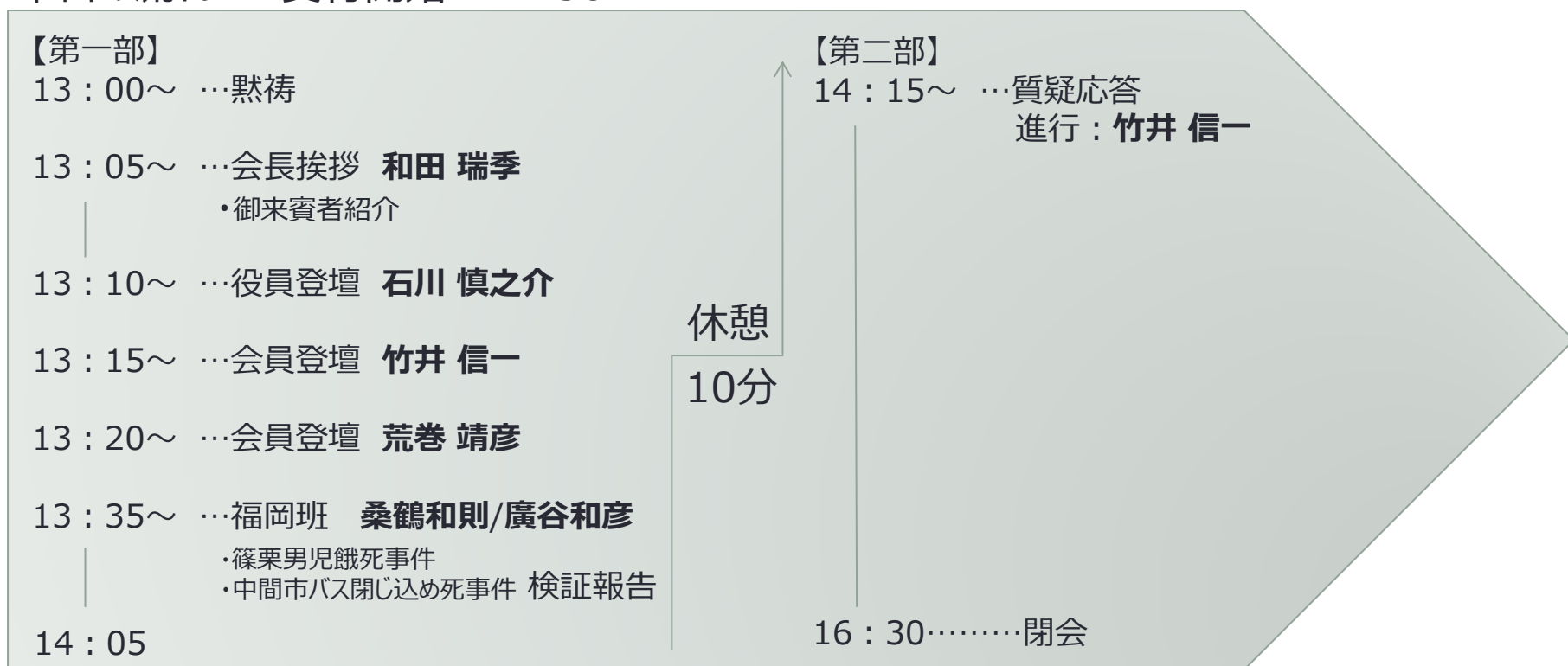
趣旨とテーマ

『虐待と行政の在り方』～新村桜利斗ちゃん虐待殺人事件について

▼2021年8月31日

大阪府摂津市に暮らしていた当時3歳男児が、母親の交際相手に60度以上の熱湯を5分以上かけ続けられ死亡した児童虐待問題…救えなかった行政…様々な角度から事件を振り返り追求していく

本日の流れ ● 受付開始 12:30～



司会進行

CCC会員 **海田 さるみ**

主催

児童虐待対策委員会

Child abuse Countermeasures Committee [CCC]

～御来賓～ (敬称略)

職名	お名前
前防衛大臣政務官・前衆議院議員	大西 宏幸
柏原市議会議員	山口 ゆか
吹田市議会議員	有澤 ゆま
高知県高松市議会議員	天雲 ちえみ
滋賀県野洲市議会議員	東郷 かつみ
吹田市議会議員	沢田 なおき
丹波市子ども子育て会議委員	細見 直史

大阪 摂津市

3歳児熱湯殺害事件



にいむら おりと
新村 桜利斗ちゃん (享年3歳)
愛嬌があり、人懐っこく周囲から好かれていたと
母親の知人女性が話す

幾度となるSOSは行政に放置され2021年8月31日、新村桜利斗ちゃんは体が動けない状態で60度以上の熱湯を5分以上かけ続けられ我々大人が想像を絶する痛みと苦しみの中、3年という短すぎる人生に幕を閉じた。

——救えたはずの幼い命を
また、救うことが出来なかった——

**「役所は適切な判断をしたと言っているが
本当に適切だったのか。
適切ならば、なぜ桜利斗ちゃんは殺されたのか。
徹底的に調査する」** CCC会員 竹井 信一

「たっくん、いや。」

「このままでは殺されてしまう」

桜利斗ちゃん、周囲からの再三のSOS

救えなかった行政

摂津市三歳児熱湯殺害事件

交際相手を殺人で逮捕・起訴 母親も暴行の疑いで逮捕

8月31日、大阪・摂津市のマンションで3歳の新村桜利斗ちゃんに熱湯をかけ続けやけどを負わせ殺害したとして、母親の交際相手で無職の松原拓海被告(24歳)が殺人の罪で逮捕・起訴された。

死因は熱傷性ショック。遺体の状況などから熱湯から逃げた痕跡はなく、桜利斗ちゃんは体を固定されるなどして5～10分60度に上る熱湯をかけ続けられた後、裸のままリビングに放置させられていたとみられている。

数時間後、母親からの119番通報で救急隊員が発見した際、「頭から上半身にかけて水泡ができ、皮膚が真っ赤に焼けただけだった。やけどは全身に広がり、胸は皮下組織まで損傷していて心肺停止状態、搬送時にはすでに死亡しており死後硬直がはじまっていた。」とその凄惨な様子は目をそむけたという。

当時の松原の供述は、

「シャワーの温度を徐々に上げて驚かす遊びをしていた」「60度まで上げて出しっぱなしにし、自分は別の部屋でゲームをしていた」「熱湯を故意に浴びせてはいない」「びっくりした姿を見たかった」

などと容疑を否認していたが現在は黙秘をつらぬいている。

その後の捜査で、事件前の今年5月にも松原が桜利斗ちゃんの顔を殴ってけがを負わせた疑いがある事がわかり、警察は傷害と暴行の疑いで松原被告を再逮捕した。

また松原のスマートフォンに残された動画から、6月には松原とともに母親もクッションで頭を殴って転倒させる暴行に加わっていたとして、母親の行歩寿希容疑者(23歳)も暴行の疑いで逮捕した。

動画には母親が桜利斗ちゃんを呼んで歩かせたところを、松原がクッションで殴り転倒し泣き叫ぶなどする桜利斗ちゃんを、母親らが弄び笑いながら撮影する様子が映っていた。

その後の調べでも、松原のスマートフォンから母親ら二人による虐待が疑われる動画が10本以上見つかったことわかった。

いずれも暴行の行為については認めているとのこと、警察は日常的に暴力があったとみて調べている。



ぎょうぶ じゆき
行歩 寿希容疑者

まつばら たくみ
松原 拓海被告

新村桜利斗ちゃんが死亡した事件をめぐる主な経緯

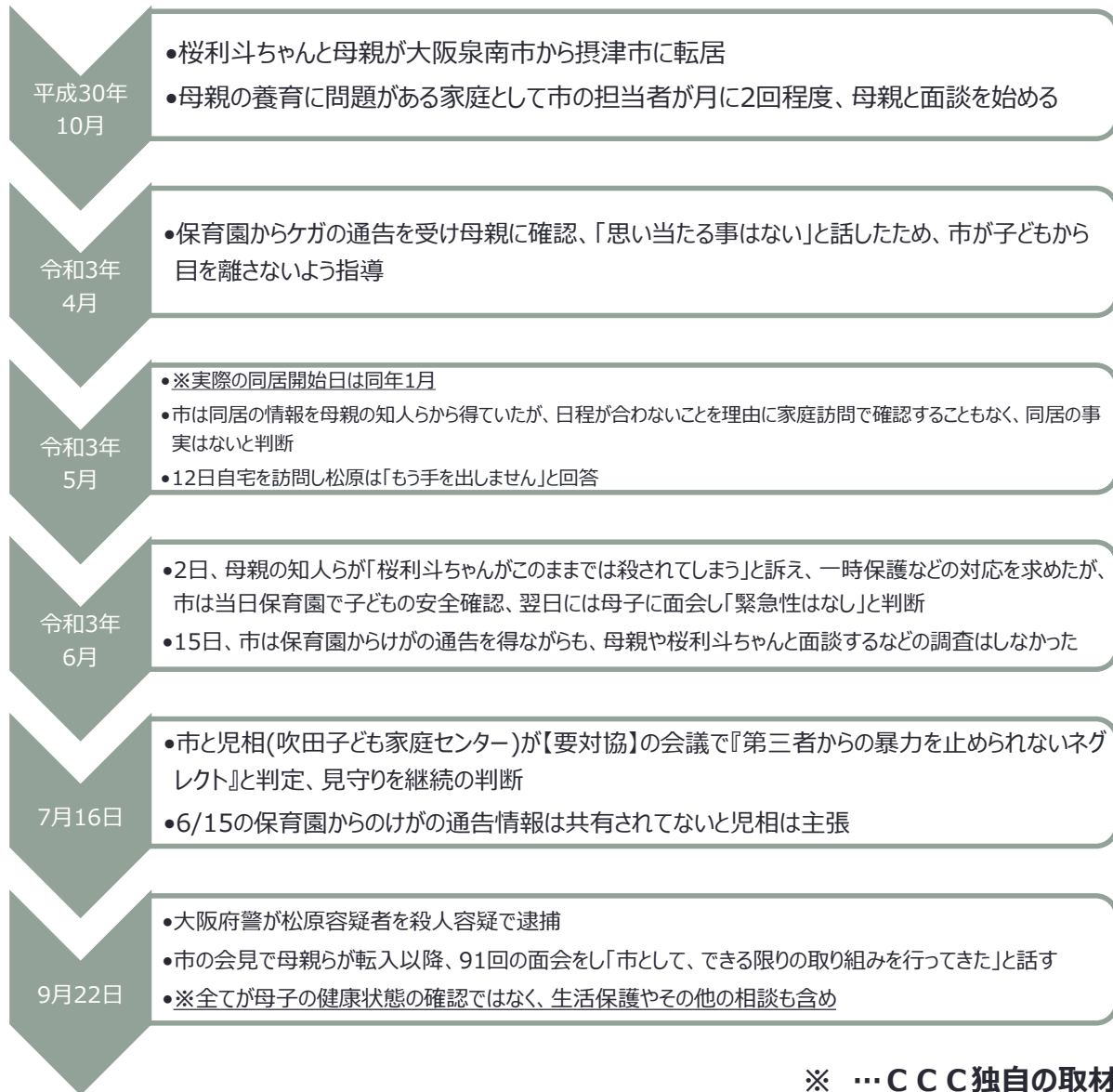
～明らかになった行政の対応とCCCの活動など 1/2

令和2年 1月	保育園が桜利斗ちゃんの額にこぶを発見し、大阪府摂津市に報告①
10月	母親と松原拓海被告が交際開始
3年 4月19日	保育園が桜利斗ちゃんの太ももにあざを発見
28日	保育園が桜利斗ちゃんの頭部にこぶを発見し、摂津市に報告②
5月	母子と松原被告が同居開始
6日	母親が摂津市に「松原被告が子供をたたいた」と相談③
11日	保育園が桜利斗ちゃんの左耳付近にあざを確認
12日	6日の相談を受けて、摂津市が母親や松原被告と面談
6月2日	複数の知人が「桜利斗ちゃんにあざがある」と摂津市に報告④
15日	保育園が摂津市に桜利斗ちゃんの太ももと左耳付近のあざを報告⑤
8月31日	桜利斗ちゃんが熱湯を浴び、全身やけどで死亡

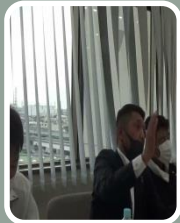
※①～⑤は摂津市に寄せられた虐待が疑われる情報



現場のマンション



※ …CCC独自の取材



9/27 摂津市役所家庭児童相談課と面談

- 25日、CCCでこの事件に取り組むことを決意。2日後摂津市役所に出向き直接、桜利斗ちゃんや母親の担当をしていた職員らと面談し、主に「役所の対応が適切だったか」を議論
- ※担当職員らが未だに桜利斗ちゃんに手を合わせていないことがわかった



9/30 摂津市役所家庭児童相談課と2度目の面談

- 27日同様、主に「役所の対応が適切だったか」を議論
- ※7/16の要対協の会議で児相は「保育園からのけがの通告情報は共有されてない」とあったが、市側は「情報は報告した」と食い違う主張があった



10/16 吹田子ども家庭センター(児童相談所)と面談

- 児相が把握していた情報、経緯などを照らし合わせ「行政の対応は適切だったか」を議論したかったが、個人情報・プライバシーの観点からこれらのことや質問などにもほとんど「答えられない」との回答だった
- ※市と同様、児相職員らも未だ桜利斗ちゃん手を合わせていないことが分かった



10/17 摂津市役所家庭児童相談課と3度目の面談

- 2016年に摂津市で起きた虐待死事件の検証報告書が、全く生かされていないことを追求
- 虐待件数と対応する人員が釣り合っていないことも防止できない一因にあり組織体制改革、法改正の為、行政に「**建設的なギブアップ**」を提案



10/8 周知街宣in難波高島屋前

- 桜利斗ちゃんの事件の経緯、行政の対応などの周知街宣
- 「しない！させない！見て見ぬふりしない！」「虐待あかん！」「風化させない！」と訴える

10月13日

● **松原拓海被告
殺人罪で起訴**

10月27日

● **母親暴行容疑で逮捕**
● **同時に松原も傷害・暴行容疑で再逮捕**



10/28 摂津市議会傍聴

- 香川良平市議に桜利斗ちゃんの虐待事件について代弁、追求を依頼
- 市側は終始しどろもどろ

母親の異常性 行政「虐待するそぶりは伺えなかった」

松原が逮捕され事件が明るみになった直後は、『わが子を交際相手に殺された母親』『交際相手に洗脳されたシングルマザー』と被害者の立ち位置で報道されていた母親だが、情報提供者の方々に協力を得て事件の真相を解明していく中で、母親が松原と出会う以前から、「桜利斗ちゃんが生後間もない2.3か月頃から虐待を受けていた」などの情報も入手し『母親も桜利斗ちゃん殺害に関与しているのではないかと』と母親逮捕以前から疑念を持ち調査をしていた。

そして次々と母親の異常ともいえる言動がCCC竹井会員の調査で明らかになる中、10月27日に桜利斗ちゃんの母親、行歩寿希が暴行罪の容疑で逮捕される。

母親の逮捕を受け摂津市の担当者は「**母親は子育てに悩みを抱え、市に相談していたので母親が子どもを虐待するそぶりはうかがえなかった。詳細がわからない**」と話す。それは本当か？母親と知人であり、「このままだと桜利斗が殺される」と幾度も市に危険を訴えかけていた女性たちは、行政との面談でこう訴えた。

▼10/16 児童相談所職員へ通告者の訴え

「(画像を見せて)母親がこんなことするなんてありえない。本当に危ないと思って、(桜利斗ちゃんの)命の危険感じて、市役所に言いに行ったんですよ。母親も同罪、なんにも悪いと思ってない。母親が異常だと思った、もう無理だと。だから助けてくれって。私らが誘拐犯になっていいなら(誘拐)しますって言い切ったけど、(市に)『関係各所で連携してちゃんと対応します』って言われた。
(熱湯かけたことも)前からやってたと笑いながら話すんですよ、桜利斗亡くなった後に。
どんなにえぐい親だったか。その(母親の)言葉を信じた行政、なんで見抜けない？なんのために専門職がある？」

? 少なくとも摂津市は、母親も日常的に虐待をしていたことを把握してたのではないか



▼行政に見せた生前、顔中傷だらけの桜利斗ちゃんの写真

「**写真を見ただけでおかしいと思わないのか。担当者は何も感じなかったのか。なぜこんな子を行政は助けなかったのか**」 CCC 竹井信一

行政の在り方 情報共有の形骸化

…形骸化(けいがい) 誕生・成立当時の意義や内容が失われる、忘れられ、形だけのものになってしまうこと

桜利斗ちゃんの調査主体となった摂津市家庭児童相談課では、年間約700件の虐待を含む見守り対象の案件などを社会福祉士の資格を持つ職員らが5人で担当していた。

経験年数は6年が一人、1～3年が4人の職員と全体的に浅い印象を受ける。

摂津市議会にて香川市議が、『専門性を有する職員が育たない』『情報共有の漏れや見落としなども生じやすくなる頻繁な人事異動』の問題点について、摂津市長に投げかけたが「その部署にずっといるのは不可能。3～5年のサイクルでみんながその仕事を覚える。」と問題点の改善は考えていない回答だった。

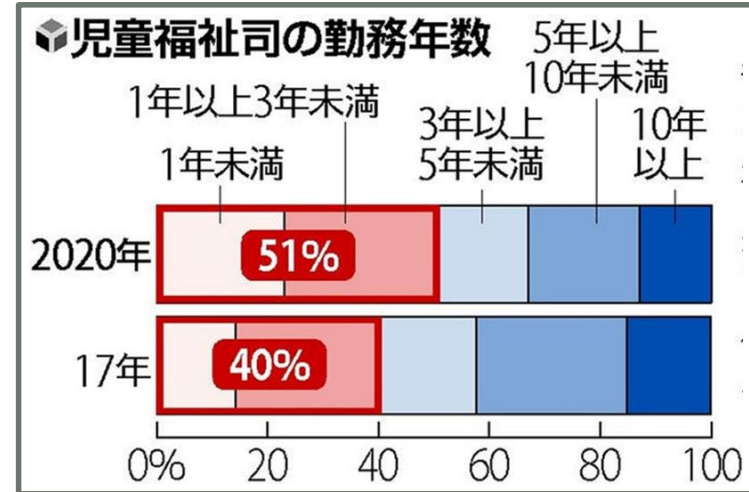
さらに児童相談所との情報共有についても、形骸化していた。

市と児相が虐待情報を共有する月一度の会議、【**要対協（保護児童対策地域協議会）**】では**40～100件の事案が話し合わせ1件当たりの時間は約数分程度**。（書面提出だと文字制限あり）

6月2日の母親の知人らが「このままでは桜利斗が死んでしまう」、15日の保育園からの通告も7月15日の要対協の会議で児相に情報提出、報告したと市議会でも市は主張するが、児相は見守りを継続との判断。具体的な助言を出すこともなかった。※のちの取材で児相は「**情報共有はされていない**」と話す

今回のように子どもの発達に遅れがある場合は背景として虐待の影響も考えられ、一層の注意が必要にも関わらず、以前から**要保護児童として扱われていた桜利斗ちゃんに対して、国のガイドラインに反し個人面談も行われていなかった。**

適切な調査が出来ていれば、児相を中心に緊急性の高い対応に切り替えられ、桜利斗ちゃんは救えていたであろう。



急増する通告に追いつかず…職員の人員不足

そして兼ねてから問題視されている、児童虐待に関わる職員の圧倒的で慢性的な人員不足も最悪の結果を防げない要因だと考える。

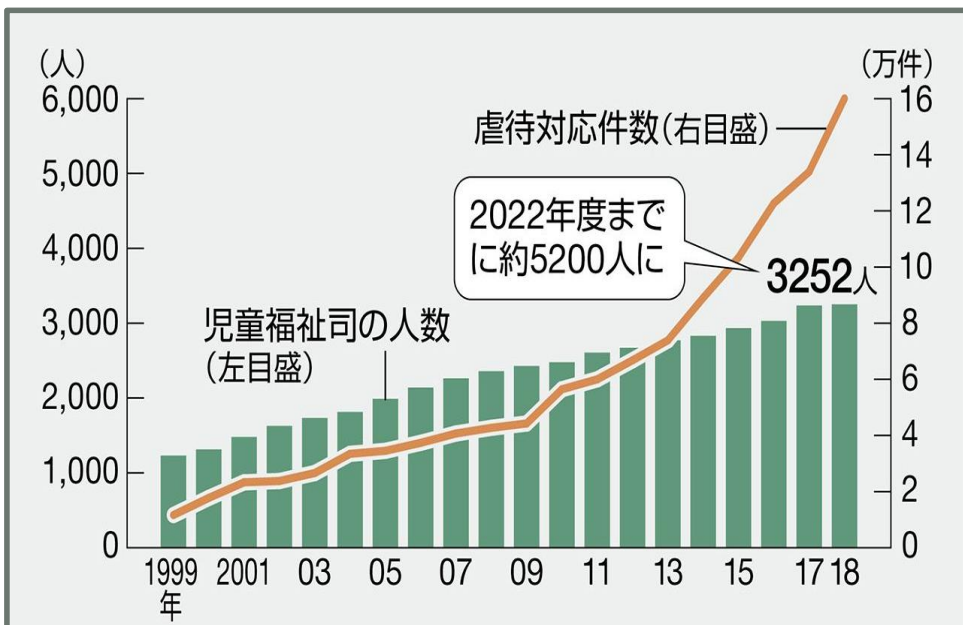
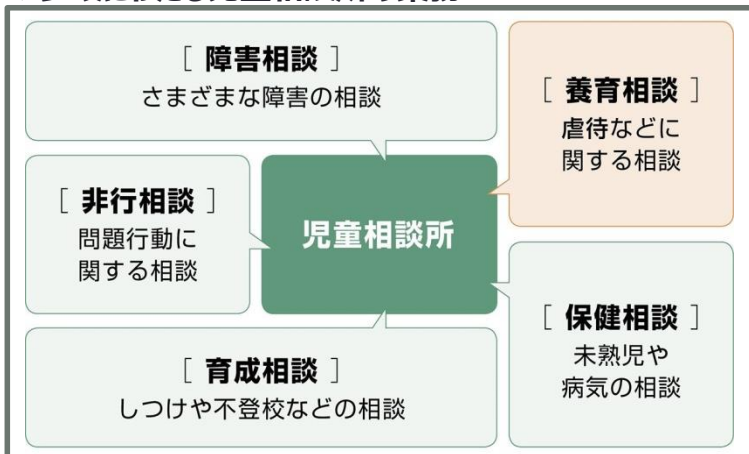
その背景には児童虐待相談対応件数の急増が関係していて、件数は20万5029件、過去最多を更新した。

国民の意識・関心も高まっていることが相談件数にも繋がり、かつては発見できなかった虐待事例も通告されるようになったがその反面、それに対応できる職員の数が全く足りていない。

市議会では**449件の虐待案件を摂津市家庭児童相談課の担当職員5名、一人当たり約90件の案件を抱えていることも明らかになり、平均でも多すぎる一人当たり50～80件を10件も上回っていた。**

厚生労働省から『虐待リスクの判断には交際相手の同居も含め、家庭環境を正確に把握することが欠かせない』とあるが、

▼多岐にわたる児童相談所の業務



▲児童福祉司の人数と虐待対応件数の推移

市は虐待通告の他に「交際相手が同居している。事前に連絡して家庭訪問を行っても、交際相手は荷物を持って出ていく」「家の壁に穴があいている」など具体的かつ、虐待リスクが高まる環境に桜利斗ちゃんが身を置いている情報を得ながらも、**母親のみに聞き取り調査。母親に同居を否定され、日程の調節がつかなかったことを理由に家庭訪問、桜利斗ちゃんとの面談も行われないうまま、交際相手と母子の同居の事実はないと市は判断していた。**

こういった人員不足からの調査の甘さや、情報共有の漏れ・見落とし、一時保護をしたにも関わらず、解除後の見守りの連携不足で過去に何人もの子ども達が犠牲になり、そして命を落としている。

政府は世間を騒がせる悲惨な虐待事件が起きるたび対策を講じてはきたが、あまりにも生かされていないのが現実である。

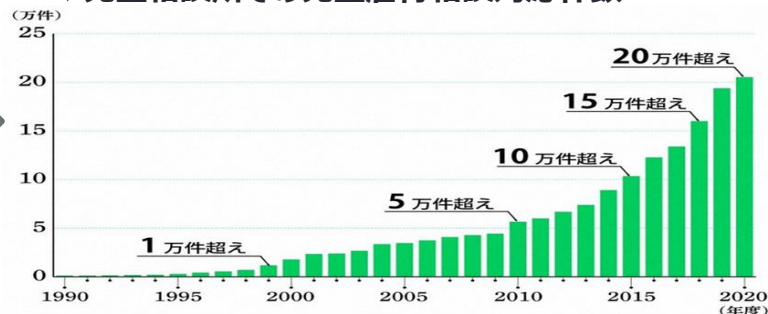
市議会にて香川議員が市長に質問をする「体制人数を改善しなければならぬと思うが、再発防止の為の対策は？」
市長「**数だけ増やせばいい問題じゃない。専門知識のあるスーパーバイザーを“1人”増員した**」以上である。

年々、増え続ける児童虐待

厚生労働省は8月27日、令和2年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数を公表。

件数は20万5029件で前年度より1万1249件（5.8%）、30年連続で増え続け、今年また児童虐待相談対応件数は過去最多となった。

▼児童相談所での児童虐待相談対応件数



▼大きく4つに分けられる児童虐待の定義／相談内容別件数(2020年度)

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど

子どもは、過度な身体的虐待が繰り返されると死につながる場合もあります。身体的虐待は、周囲からわかりやすく、発見しやすいものですが、洋服の下の見えない部分にだけ暴行を加える場合も。

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

安全や健康への配慮が著しく欠けると、子どもが死に至るケースもあります。病気なのに病院に連れて行かないことは「医療ネグレクト」と言われます。

心理的虐待

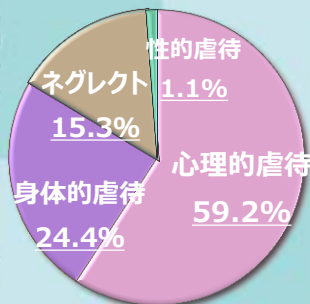
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）、きょうだいへの虐待行為など

自尊心を傷つける言葉を繰り返し使うことや、ほかのきょうだいとはまったく違う扱いをしたり、家族へのDVを目撃すること（面前DV）などは、子どもの心を傷つける行為です。

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る、または触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

暴力や脅して口止めをされているケースも少なくなく、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。開始年齢が早いと、子どもは性的虐待だと理解できないこともあります。



出典：令和元年度児童虐待相談対応件数（速報値）

? なぜ、桜利斗ちゃんはネグレクト判定のみだったのか

今回桜利斗ちゃんが亡くなる以前に、市に寄せられた複数の虐待通告のほとんどが身体的虐待を疑わせるものだったにも関わらず、市と児相での会議【要対協】では“母親が『第三者からの虐待を止められないネグレクト(育児放棄)』”のみの判定、従来通り見守りを継続の判断だった。

ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、いくつかが絡まりあった状態と判定されれば、緊急性は高まり一時保護などの動きはあったのか。

その判定・判断から約1か月半後、桜利斗ちゃんは全身に熱湯をかけられ続け殺された。その後の警察の捜査で日々、母親からも暴力を受けていたことがわかった。

※心理的虐待 12万1325件/身体的虐待 5万333件/ネグレクト 3万1420件/性的虐待 2251件
前年度の件数で比べると、ネグレクトのみ1925件のマイナスで、他は多い順に心理的虐待が12207件、身体的虐待793件、性的虐待174件とそれぞれが増加。

【相談の経路別件数】警察等10万3619件（50.5%）近隣知人2万7641件（13.5%）家族親戚1万6763件（8.2%）学校1万3643件（6.7%）

? 以前の居住地から桜利斗ちゃんが認定されていた【要保護児童】 虐待通告が報告・共有されていた【要対協】とは

要保護児童…保護者のいない児童、または保護者に監護（子どもの生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている、簡単に言うと面倒をみていること）させることが不適切な児童、あるいは身体的・精神的障害が認められたり、行動に問題のある児童が含まれる。

そして児童福祉法第25条(要保護児童発見者の通告義務)の規定に基づき、全ての国民は虐待を受けたと思われる児童、要保護児童を発見した場合、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないことを義務で定めている。

※平成16年の児童福祉法改正で『虐待を受けた児童』から『児童虐待を受けたと思われる児童』に改められた

要対協…名称：保護児童対策地域協議会(地域協議会、要対協とも略される)は、要保護児童等への適切な支援を図る事を目的に地方公共団体が設置・運営する組織。平成16年度の児童福祉法改正に際して、同法第25条の2に規定された。

要対協は、児童虐待などで保護を要する児童、養育が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている『子どもを守る地域ネットワーク』である。

市町村 児童相談所 保健機関 学校・教育委員会 民生・児童委員会 保育所・幼稚園 民間団体 弁護士会 医療機関 警察 の関係機関対し、当該児童等に関する情報・意見、その他必要な協力を求めることができる。

考え方を共有・交換、連携し要保護児童の早期発見や適切な保護を検討する。

◇要対協が果たすべき機能

要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには

- **関係機関が該当児童に関する情報や考え方を共有**
- **適切な連携下で対応** していくことが重要である

市町村において要保護児童対策地域協議会を設置し

◎ **関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化する**とともに

◎ **個人情報**の適切な保護と関係機関における**情報共有の在り方を明確化**することが大事である



▲『子どもを守る地域ネットワーク』

行政だけでは救えない命・・・民間との連携を

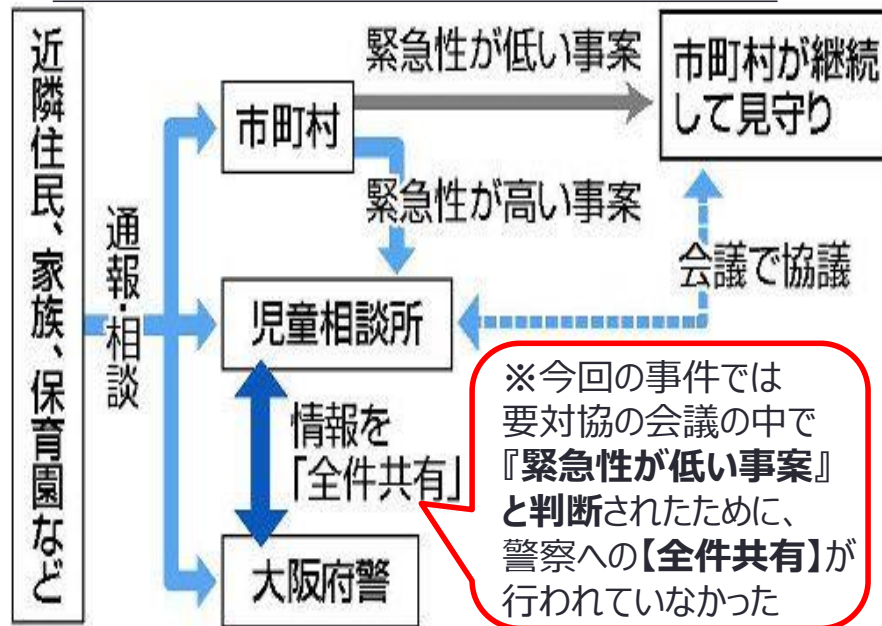
全く機能していなかった要対協と行政

『養育に問題のあるリスクがある家庭』として転居してきた2018年10月、約3年前から【要保護児童】と摂津市に把握されていた桜利斗ちゃんだが、6月15日「桜利斗ちゃんの左耳あたりにあざがあった」と保育園から3度目の虐待を疑わせる通告を得た際は、桜利斗ちゃんの傷や状況を確認する面談どころか母親への聞き取り調査も行わなかった。調査しなかった理由については「記録がないので分からない」と市は説明した。

そして7月16日、桜利斗ちゃんが亡くなる約1か月半前の【要対協】の会議の中で、桜利斗ちゃんの家についてネグレクトと安易に判定し一時保護などの対応をしなかった他に、児相は虐待情報を警察に伝える【全件共有】の仕組みがあるが、『緊急性が低い』との理由から桜利斗ちゃんの情報には事件が起きるまで府警には届いていなかった。

過去にも、警察と連携していれば救えたはずの命を救えなかった事件は多発していながら今回の事件を通しても、ずさんな情報共有からの行政側の認識の甘さが浮き彫りになり、【要対協】の在り方が全く機能していないことが明らかになった。まさしく**形骸化**である。

▼大阪府内での虐待通報や相談があった場合の主な流れ



どう防いでいくか 児童虐待

悲惨な虐待死は幾度となく繰り返されてきたが、事件が起きても改善されない乏しい予算や人員・制度の中、通告受理や一時保護など児相がすべての虐待対応を担っている現状こそが問題で実際、この30年で虐待相談対応件数が200倍になっていながら、厚生労働省や有識者による検証部会ではこの問題点の対策を講じることがないことから政治・国の責任が最も重大だと考える。

CCCは兼ねてより『国と民間が連携する仕組み』を軸に、行政が民間業者に委託する新たなシステム作りのアイデアを出し合い、関係機関へ提案していく事を前身団体より続けてきた。

既存システムが現実に追いついてない以上その仕組みの改革が必須であり、官民一体で新たなアイデアを生み出し歩み寄ることが必要であると考えます。

その仕組みを作るためには国民の声を大きくすることが大前提であり、我々CCCはこれからも声を上げ続けていく。